

令和7年第2回

中津川市議会（臨時会）議案

令和7年5月15日

令和7年第2回中津川市議会（臨時会）議案目次

報第 2号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
議第37号	中津川市監査委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・ 11
議第38号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
議第39号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

報第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月15日提出

中津川市長 小栗仁志

- 1 中津川市税条例の一部改正について（専第2号）
- 2 中津川市都市計画税条例の一部改正について（専第3号）
- 3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について（専第4号）

専第2号

中津川市税条例の一部改正について
中津川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月31日専決

中津川市長 小 栗 仁 志

中津川市税条例の一部を改正する条例

中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の中津川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専第3号

中津川市都市計画税条例の一部改正について
中津川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月31日専決

中津川市長 小 栗 仁 志

中津川市都市計画税条例の一部を改正する条例

中津川市都市計画税条例（令和3年中津川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中津川市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専第4号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津
川市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津川市
固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月31日専決

中津川市長 小 栗 仁 志

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津
川市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津川市
固定資産税の特例に関する条例（平成30年中津川市条例第32号）の一部を次のように
改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第37号

中津川市監査委員の選任につき同意を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、次の者を中津川市監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和7年5月15日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市桃山町	牛田 敬一

議第38号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和7年5月15日提出

中津川市長 小栗 仁志

- | | |
|-------------|---|
| 1 財産の種別及び数量 | 高規格救急自動車 1台 |
| 2 取得金額 | 31,900,000円 |
| 3 取得の相手方 | 中津川市八幡町5番23号
岐阜トヨタ自動車株式会社 中津川店
店長 酒井 宏泰 |

議第39号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和7年5月15日提出

中津川市長 小栗 仁志

- | | |
|-------------|--|
| 1 財産の種別及び数量 | 消防ポンプ自動車 1台 |
| 2 取得金額 | 23,870,000円 |
| 3 取得の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |